

令和2年流山市教育委員会議第10回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年10月22日(木曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時00分
- 2 場 所 流山市立中央図書館 会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 堀内 博
委 員 割田 由佳
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 菊池 智之
学校教育部長 前川 秀幸
生涯学習部長 飯塚 修司
教育総務部次長兼学校施設課長 大塚 昌浩
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一
生涯学習部次長兼生涯学習課長 中西 直人
教育総務課長 大川 裕
指導課長 松山 秀行
スポーツ振興課長 佐藤 慎一郎
公民館長 鶴巻 浩二
図書館長 新倉 英之
博物館長 小栗 信一郎
- いじめ防止相談対策室
スクールロイヤー 小園 恵介
いじめ防止相談対策室次長 坂本 英治

7	事務局職員	教育総務課長補佐	川名 健二
		教育総務課庶務係長	矢代 薫
		教育総務課主事	石戸 寛論

8 議案等

議案第54号 教育委員会表彰について
議案第55号 流山市学校事故調査委員会委員の委嘱について
議案第56号 職員の分限処分について
議案第57号 教育財産の取得の申出について
報告第9号 臨時代理の報告について(流山市学校事故調査委員会設置条例の制定)
報告第10号 臨時代理の報告について(流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定)
報告第11号 臨時代理の報告について(和解及び損害賠償の額の決定)
報告第12号 臨時代理の報告について(流山市文化財審議会委員の委嘱)
報告第13号 臨時代理の報告について(流山市史編さん審議会委員の委嘱)

9 議事の内容

(開会 午前10時00分)

田中教育長

開会に先立ちまして、私から一言申し上げます。
令和2年9月30日をもって 宮田 義則 委員の任期が満了となり、9月の定例市議会にて同意を得て、令和2年10月1日より再任されましたことを御報告いたします。
ただいまから、令和2年流山市教育委員会議第10回定例会を開会します。
まず、令和2年流山市教育委員会議第2回臨時会、第9回定例会及び第3回臨時会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘などございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

特になしということですので、承認することにいたします。
ここで議事日程の追加があります。
議事日程の追加について議案第55号「流山市学校事故調査委員会委員の委嘱について」、議案第56号「職員の分限処分について」及び議案第57号「教育財産の取得の申出について」を議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第55号、議案第56号及び議案第57号は議事日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより議事に入りますが、議案第56号「職員の分限処分について」は個人に関する情報が含まれています。また、議案第57号「教育財産の取得の申出について」は市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。

よって、当該案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。それでは議事に入ります。

議案第54号「教育委員会表彰について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号に該当する者を表彰する旨の説明)

教育委員会表彰は、流山市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号及び第6条の規定に基づき、流山市教育委員会が行う表彰です。本年度、教育委員会表彰者として、八木南小学校 佐藤 智子 校長、南部中学校 澤出 敏光 校長、常盤松中学校 菊岡 義一 校長、西初石中学校 浦沢 雄一 校長の4名を推薦申し上げます。4名は、本年度末に定年退職の予定であり、学校教育に長く従事し、流山市はもとより、本県における教育、学術に関し功労が認められ、人格、見識ともに優れた方々です。4名の表彰推薦調書については、議案書2ページから5ページにそれぞれ掲載しております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第54号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第54号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第55号「流山市学校事故調査委員会委員の委嘱について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市学校事故調査委員会を設置することに伴い、新たに委員を委嘱する旨の説明)

令和2年9月16日及び同30日に、市内中学校に在籍している生徒が電車で接触して死亡する事故が発生し、事実関係の調査及び原因の分析、再発防止に関する提言をいただくために、流山市学校事故調査委員会を設置することに伴い、新たに委員を委嘱するものです。委嘱する各委員の役職等については2ページを御覧ください。委嘱日は、第1回流山市学校事故調査委員会の開催日である令和2年10月29日です。任期は令和2年10月29日から報告書が教育委員会に提出された時までとなっております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第55号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第55号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、報告第9号「臨時代理の報告について（流山市事故学校調査委員会設置条例の制定）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

指導課長

（市が設置する幼稚園、小学校又は中学校に在籍する幼児、児童又は生徒について発生した事故であって教育委員会が調査の必要があると認めるものに係る調査及び審議を行うため、教育委員会に学校事故調査委員会を設置する条例の制定にあたり、特に緊急を要したことから、令和2年10月7日付けで臨時代理を行い、市長へ申し出た旨の説明）

令和2年9月16日及び同30日に、市内中学校に在籍する生徒が電車に接触して死亡するという事故が発生しました。今回の事故を重く受け止め、市では原因究明のため、流山市学校事故調査委員会を設置することといたしました。学校事故調査委員会の設置にあたりましては、流山市学校事故調査委員会設置条例を、令和2年10月13日に制定させていただきました。本来であれば、教育委員会議、議会へお諮りするところですが、今回の事案の重大性と緊急性を鑑みて、教育長の臨時代理処分、市長の専決処分により制定させていただきました。

次に条例の概要について御説明いたします。資料1を御覧ください。第1条では、市が設置する幼稚園、小学校又は中学校に在籍する幼児、児童・生徒に関わる事故について、教育委員会が調査の必要があると認めたものについて調査及び審議を行うため、教育委員会に流山市学校事故調査委員会を設置する、としてあります。第2条では、調査委員会は主に調査対象事故の事実関係の調査及び原因の分析、再発防止の提言を行うとしております。第3条、第4条では、委員は調査対象となる事故ごとに学識経験者の中から選任し、任期は報告書を教育委員会に提出した時までにしてしております。次に資料2の「2 調査の実施について」を御覧ください。（1）の第1回会議は、令和2年10月29日午後3時から流山市役所第2庁舎305会議室で実施する予定です。（2）の、第1回会議の内容については、委嘱状の交付、会長及び副会長の選出、調査委員会への調査依頼、事故の概要説明、調査方針についての協議を予定しております。（3）の委員につきましては、議案第55号「流山市学校事故調査委員会委員の委嘱について」で部長より御説明したとおりです。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

割田委員 事故調査委員会による調査が始まる前に、この事故の当該生徒の保護者・家庭に向けての説明や承諾、調査に協力を得られるということについて、話はもうできているのでしょうか。

指導課長 調査委員会の設置については、御遺族にはお伝えしております。

田中教育長 ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、報告第9号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって報告第9号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第10号「臨時代理の報告について（流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

教育総務課長 (教育委員会に、附属機関として流山市学校事故調査委員会を設置することに伴い、当該規則に所要の改正が必要となったが、特に緊急を要したことから同10月13日付けで臨時代理した旨の説明)

令和2年9月16日及び同月30日に発生しました市内男子中学生の踏切事故を受け、令和2年10月13日付けで教育委員会の附属機関として「流山市事故調査委員会」を設置することとなりましたことから、流山市教育委員会組織規則の改正を行うものです。今回の改正は、本規則の第13条にある「いじめ防止相談対策室」の分掌事務に「流山市学校事故調査委員会に関すること」を加え、又、第17条の教育委員会の附属機関に「流山市学校事故調査委員会」

を加えるものです。又、同時に附属機関に「流山市いじめ問題対策連絡協議会」が抜けていたことから、今回の改正により加えるものです。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

割田委員 「流山市いじめ問題対策連絡協議会」というのは今回初めて聞いたのですが、いじめ対策調査会が設置されたのと同時期に設置されたものなのでしょうか。

指導課長 はい、調査会と同時です。流山市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止の対策推進の条例ができた時に、警察の方等に組織の中に入れていただき、定期的に、年に数回開かれております。

田中教育長 ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、報告第10号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって報告第10号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第11号「臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

教育総務課長 (公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について臨時代理した旨の説明)

田中教育長 本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、報告第11号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって報告第11号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第12号「臨時代理の報告について（流山市文化財審議会委員の委嘱）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

博物館長 (流山市文化財審議会委員の委嘱について、臨時代理した旨の説明)

委員の人数は10名となっております。議案書20ページは流山市文化財審議会委員名簿です。名簿の下から3名については、公募により決定しました。任期は令和2年10月1日から令和4年9月30日までです。

田中教育長 本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、報告第12号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって報告第12号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第13号「臨時代理の報告について（流山市史編さん審議会委員の委嘱）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

博物館長 (流山市史編さん審議会委員の委嘱について、臨時代理した旨の説明)

委員の人数は9名です。議案書23ページは、流山市史編さん審議会委員名簿です。上からの4名に加え、その下の3名については学識経験者で、新たに委員になっていただきました。下の2名は公募で新任です。任期は令和2年10月1日から令和4年9月30日までです。

田中教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、報告第13号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって報告第13号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。スポーツ振興課からお願いします。

スポーツ振興
課長

(ジュニアスポーツ指導者講習会について、ながれやまスポーツフェスタについて、中央大学女子陸上部&流山市内中学校陸上部交流会について報告)

公民館長

(令和2年度家庭教育講座について、バリアフリー高校演劇会について報告)

田中教育長

以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

杉浦教育長職
務代理者

各学校の部活動や運動活動が制限されている時期が長く続いている時に、学校のグラウンドを使用した野球やサッカー、体育館を使つてのバスケットボール等、地域のスポーツや少年スポーツの練習の再開が、結構早かったという印象がありました。こうした練習や活動の頻度、大会等については、市のどちらかの部署が関わったりするのですか。それともその団体等にお任せしているのでしょうか。

スポーツ振興課長	<p>学校開放という事業で、市内小中学校のグラウンドや体育館等、学校が使っていない時に利用させていただいているところですが、利用する団体は少年少女が多く、団体から、まず活動内容をスポーツ振興課に提出いただいています。この日のこの時間帯といった頻度等を予め提出していただき、学校の都合や日程、内容等が問題ないかどうかを確認し、その団体に利用していただくということで、チェックはしております。今は新型コロナウイルス感染症対策を行っていかなければなりませんので、チェックシートを利用団体にチェックしてもらいながら、問題のないように利用していただいております。</p>
田中教育長	<p>学校の休校中は、学校開放も止めていましたよね。</p>
スポーツ振興課長	<p>はい、学校の分散登校などが始まった日から3週間後の7月25日（土）から、学校開放を再開しました。</p>
割田委員	<p>学校開放の再開時期については、学校ごとの判断ではなく、市全体で統一された判断なのですか。</p>
スポーツ振興課長	<p>はい、学校ごとではなく、7月25日から一律で再開いたしました。</p>
割田委員	<p>利用内容の提出というのは、利用するたびに毎回なのですか、それとも利用を始める最初の1回だけなのでしょうか。</p>
スポーツ振興課長	<p>月単位で提出していただいております、その内容を審査の上、利用していただくといった形になります。</p>
割田委員	<p>チェックシートは公民館や生涯学習センターなど公共施設で使用されている個人用のものと同じようなものですか。</p>
スポーツ振興課長	<p>内容としてはほぼ一緒なのですが、一般の公共施設とは違い、学校の場合は空いている時間に利用していただくということがありますので、そうしたところで少し違いはあります。</p>
田中教育長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。

続きまして、先ほど非公開と決定しました議案第56号「職員の分限処分について」を議題とします。本案件につきましては、人事案件となりますので、人事担当課長、所属長を除く次長及び課長、事務局職員の退室を求めます。

(職員退室)

議案第56号「職員の分限処分について」

教育総務課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

田中教育長

職員の退室を解きます。

(職員入室)

議案第57号「教育財産の取得の申出について」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 暁星国際学園が、学校としての使用を希望されているとのことだが。

(答) 現在、流山セントラルパーク駅に小学校があるが、その進学先として中学・高校を設置したいという意向があるようであり、東洋学園大学旧校舎は広大な敷地、建物もあるため、南流山中学校として使用しない建物について、有償で貸して欲しいという話が来ている。元々、本市が交渉する前に、暁星国際学園が交渉していたようであるが、東洋学園大学としては、一括で全ての土地・建物を買って欲しいという意向であり、暁星国際学園はそこまでは予算が用意できない、建物もそこまで必要ないということで、交渉がうまくいかなかったようである。本市では、調整池の調査を行った結果、令和6年の開校に間に合わないということが分かり、現在、本市が東洋学園大学旧校舎を買収する方向で交渉を行っている。暁星国際学園がその情報を得て、使用しない部分があれば有償で貸して欲しいということであり、本市としても、行政財産の有効活用を図る観点から、有償であれば貸し出すこともあり得るかということで検討を行っている状況である。

(問) ゆくゆくは南流山中学校の敷地の中に、暁星中学・高校があり、そこにはフェンス等の仕切りはなく、一体化された、公立・私立併設校みたいなイメージになるのか。

(答) 管理上の問題などもあるので、本市の南流山中学校の敷地と、暁星国際学園の敷地は明確に分ける。おそらくフェンスなり塀なりを設け、同じ敷地にはあるが、安全上の管理の問題から明確に分けるということで対応する必要があると考えている。

(問) 明確に分けることが可能ということで検討しているということか。

(答) 建物がいくつもあるので、棟単位で貸し出す。また、体育館は2ヶ所あるので、1ヶ所を貸し出しても中学校として教育上問題ないかと考えている。動線の部分や門なども別に用意することになると思う。今後、さらに検討を進める。

田中教育長

以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

事務局

次回の教育委員会議は、11月18日(水曜日)、午前10時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。場所については後日お知らせいたします。

(次回の日程協議)

田中教育長

それでは、次回の教育委員会議は、11月18日(水曜日)、午前10時から開催することとします。

以上で、令和2年流山市教育委員会議第10回定例会を終了します。

(閉会 午前11時00分)